平成２４年（フ）第７７号
長野県飯田市北方263番地２
債務者　藤田　謙治
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第１２４５号
京都市伏見区久我森の宮町15番地16　リーブラ・ＫＯＧＡ203号室、前住所京都市伏見区羽束師鴨川町343番地35
債務者　小林　千恵
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
広島県竹原市塩町２丁目18番12号
債務者　西野　　勝
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１４２号
広島県呉市焼山宮ケ迫１丁目38番３号
債務者　奥川　幸徳
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第３０８号
徳島県阿波市阿波町平川原南56番地２
債務者　田中　美穂（旧姓森下）
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１２号
福岡県久留米市城島町西青木26番地１　テラスハウス青木Ｅ棟
債務者　新田　克則
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１８２号
佐賀県三養基郡みやき町大字江口2492番地151
債務者　森永　陽平
１　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９４号
佐賀県佐賀市鍋島６丁目17番８号
債務者　松永由美子
１　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６６号
佐賀県佐賀市金立町大字金立2199番地７
債務者　久原　和美
１　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬1197番地３
債務者　井上　智美
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０３号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦218番地１
アイランドコート基山駅前602
債務者　阿迦井正治
１　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４３９号
大分市大津町１丁目22番12号　清友ビル303
債務者　西田　　誠
１　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４８１号
大分市松原町１丁目８番７号
債務者　田邉　美絵
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６号
北海道虻田郡倶知安町南四条西２丁目２番地153　道営住宅Ｒ－２　301号室
債務者　竹村　由紀（旧姓中川・加藤）
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第３５号
山形県最上郡大蔵村大字合海151番地４
債務者　とりでんこと　浅原　　茂
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第３６号
山形県最上郡大蔵村大字合海151番地４
債務者　浅原　明美
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第４０号
山形県新庄市大字鳥越1532番の１号地
債務者　叶内　理恵
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
山形地方裁判所新庄支部